

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ノーリツ鋼機株式会社			コード	7744
提出日	2026/3/6	異動(予定)日	2026/3/26		
独立役員届出書の提出理由	・太田晶久氏の独立役員解除について 監査等委員である社外取締役 太田晶久氏につきましては、在任期間が10年を経過したことから、当社の独立性判断基準および東京証券取引所が定める独立役員 の要件を慎重に検討した結果、独立役員の指定を解除(届出の取下げ)することとしたため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし	
1	太田 晶久	社外取締役															○	指定解除	有
2	高田 剛	社外取締役	○														○		有
3	村瀬 和絵	社外取締役	○														○		有
4	町野 静	社外取締役	○														○		有
5																			

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		
2		高田剛氏の過去の経歴より当社と取引関係はありません。貴取引所が指定する独立役員の属性に該当はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、同氏を独立役員に指定するものであります。
3		村瀬和絵氏の過去の経歴より当社と取引関係はありません。貴取引所が指定する独立役員の属性に該当はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、同氏を独立役員に指定するものであります。
4		町野静氏の過去の経歴より当社と取引関係はありません。貴取引所が指定する独立役員の属性に該当はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、同氏を独立役員に指定するものであります。
5		

4. 補足説明

<p>・取締役 太田晶久氏については、在任期間が10年を経過したため独立役員の指定を解除しております。しかしながら同氏は、公認会計士及び税理士として財務、会計及び税務に精通し、上場会社を含めた複数の会社での監査役の経験があり、経営に関する高い見識を有しております。独立役員の指定からは外れておりますが、同氏は経営陣から独立した客観的な立場での発言を継続しており、実質的な独立性に疑義はないものと判断しております。</p> <p>・当社は、会社法上の要件に加え独自の「社外取締役の独立性判断基準」(注)を制定しております。その内容は以下のとおりであり、基準を満たす社外取締役を独立役員として東京証券取引所に届け出をしております。 (注)「社外取締役の独立性判断基準」 当社における社外取締役が、以下に定める要件を満たすと判断される場合には、当社に対し十分な独立性を有するものと判断する。</p> <p>i 本人又は近親者が、現在又は過去3年間において以下に掲げる者に該当しないこと。 1. 当社の大株主(議決権所有割合10%以上の株主)又はその業務執行者(業務執行取締役及び執行役員並びに執行役員等の重要な使用人をいう。以下同じ) 2. 当社グループの主要な取引先(年間取引高が当社の直近事業年度の連結売上高の2%を超える者)、又はその業務執行者 3. 当社グループを主要な取引先とする者(当社との年間取引高がその者の直近事業年度における連結売上高の2%を超える者)、又はその業務執行者 4. 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者、又はその業務執行者 5. 当社グループから役員報酬以外に多額(過去3年間において連続する12ヶ月間の総額が1,200万円以上となる期間があること)の金銭その他財産を得ている法律専門家、会計専門家、コンサルタントである個人、及び多額(直近3事業年度のうちのいずれかの事業年度において総収入の5%又は2,000万円のいずれか大きい額以上)の財産を得ているこれらの団体に所属する者 6. 当社グループから多額(過去3年間の平均で年間1,000万円以上)の寄付又は助成を受けている者又はその業務執行者 7. 当社グループとの間で、取締役又は監査役を相互に派遣している会社の業務執行者 8. 上記1~7に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族もしくは生計を一にする者 ii 当社の社外取締役としての通算の在任期間が10年を超えていないこと</p>

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。